

名桜大学大学院看護学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する
取扱要項

(平成23年4月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、名桜大学大学院看護学研究科の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、12月27日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究科委員会は、論文の審査を付託されたときは、論文ごとに審査会を設置し、その審査に当たらせる。

3 審査会は、3人の審査委員をもって構成し、担当指導教員以外の研究指導教員1人を主査とし、副査は担当指導教員と他の研究指導教員を研究科委員会において選出する。

4 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心として口述試験によって行う。

(報告)

第5条 審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）並びに学位論文及び最終試験の審査経過報告書（様式第3-1号）により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査会の報告を研究科委員会に諮り、最終試験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

名桜大学大学院
看護学研究科長 殿

学位論文審査委員

主 査 _____ 印
副 査 _____ 印
副 査 _____ 印

学位論文審査及び最終試験の結果報告書

このたび、審査会として、学位論文の審査及び最終試験を終了しましたので、その結果について、名桜大学大学院看護学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

分野・領域名	分野				領域
指導教員					
学生番号			氏名		
成績評価	学位論文	合格	不合格	最終試験	合格 不合格
論文題目					
審査要旨	<p>* 記載内容 ①修士学位を授与するにふさわしいとする見解</p> <p>*学位が授与される資格があると判定したときは、この報告書の末尾は以下を参考にして簡潔にまとめること。</p> <p>「本研究は・・・について、その・・・を研究したものであり、・・・について重要な知見を得た価値があるものとして認める。提出された修士論文は、看護学研究科が定める学位論文審査基準を満たしており、修士（看護学）の学位を得る資格がある。」</p>				